平成２７年（フ）第６６４号
東京都八王子市高倉町47番地２都営高倉アパート３―605
破産者　鈴木　達也
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３９９号
横浜市中区竹之丸58番地24
破産者　有限会社アクティブ
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７２８号
横浜市鶴見区朝日町２丁目72番
破産者　株式会社Ａｂｓｏｌｕｔｅ
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１４２号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根2644番地
破産者　株式会社大興機器製作所
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１８６号
横浜市南区共進町１―16ラルジュ吉野町205、商業登記簿上の本店所在地横浜市金沢区鳥浜町12番地60
破産者　有限会社鈴木製作所
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２５７号
東京都中央区築地４丁目４番15号
破産者　三洋印刷工芸株式会社
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１号
松江市春日町530番地４　スタンスⅡ102号
破産者　石川　満夫
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５８９号
千葉県市川市大町521番地　（市川市立養護老人ホームいこい荘）
破産者　神山　留吉
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７９号
群馬県桐生市新宿３丁目11番39号
破産者　有限会社岩野刺繍
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第８５６号
千葉市美浜区磯辺４丁目15番４号
破産者　賴　　康吉
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６３０号
千葉県船橋市高野台３丁目11番17号
破産者　春川　裕英
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２１８号
山梨県笛吹市石和町川中島410番地
破産者　有限会社ホテルくにたち
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２０号
山梨県甲斐市篠原3190―２
破産者　株式会社リバーソン
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８５号
千葉県市原市久保426番地
破産者　有限会社斉藤建設
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２８６号
千葉県市原市能満1531番地131、開始決定時の住所千葉県市原市久保426番地
破産者　齋藤　尚治
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４２１号
千葉市若葉区野呂町1445番地３
破産者　共進株式会社
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４４４号
千葉市稲毛区稲毛３丁目６番12号　メゾンラメール101号
破産者　大西　正幸
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５２１号
千葉県市川市高谷新町６番地１（ジェイロジスティクス（株）310号）
破産者　椎葉　文實
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５１９号
千葉県柏市大室1266番地28　レオパレス中野台208号、申立時の住所千葉県柏市西原７丁目２番９号
破産者　嶋田　　博
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２６号
千葉県松戸市古ケ崎２丁目3243番地の21
破産者　加藤　美香
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第９９号
千葉県野田市関宿台町4356番地
破産者　本多　浩二
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１７０号
千葉県松戸市八ケ崎３丁目35番地の14
破産者　大川　美季
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部